

議会議案第1号

私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差を 是正することを求める意見書

私立学校は、その建学の精神・独自の教育理念に基づき、先進的で多様な教育を行うことによって日本の教育の発展において、また、多様化する国民の教育要求に応えるという点からも重要な役割を果たしてきた。

平成22年4月から公立高校の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度が施行され、公立高校の無償化とあわせて私立高校には就学支援金が支給されることとなり、保護者の経済的負担の軽減が図られたところである。

しかしながら、私立高校における学費負担はいまだに家計を圧迫しており、平成23年度私立高校初年度納付金の平均は70.8万円（文部科学省調査）となっており、公立高校の授業料が無償化されたことにより学費の公私間格差は広がったともいえる。

また、私立学校は、近年の少子化による生徒数の大幅な減少により、その経営環境もきわめて厳しい状況におかれている。私立高校の公共性を鑑み、また、私立高校における学費の父母負担の実情を受けて、一定の年収以下の家庭に対して私立高校の授業料を実質無償化する独自措置を行う自治体も出ているが、財政的に苦しい自治体ではできないところもあり、私立高校の学費に関する「自治体間格差」も生まれてきている。

全国の私立高校に通う3割の高校生が学費の公私間格差という不公平な状態に置かれ、場合によっては自治体間格差も加わる二重の不公平な状態に置かれている。こうした学費における不公平な状態を解消するためには、国が責任を持って学費の父母負担の軽減を進める必要がある。

よって、国におかれては、日本の教育の発展のために私学教育の振興を図る立場から、また、私立学校に在籍する幼児から学生の修学上の学費負担を軽減する立場から、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差是正を進めること。
- 2 私立高校等就学支援金制度を拡充させること。
- 3 私立学校の耐震化補助を増額させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	
内閣官房長官	

議会議案第2号

少子化対策の推進に関する意見書

我が国の出生率は、依然として低い水準で推移しており、これは社会の活力低下や社会保障制度への影響等、経済や社会の広範な分野にわたり深刻な影響を与えることが予想され、憂慮すべき喫緊の問題となっている。

よって、国におかれては、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 少子化対策の強化を図るため制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地方公共団体等が策定する行動計画を着実に推進すること。
- 2 医療保険制度における子どもの医療費の自己負担の軽減策と現物給付による窓口無料化策を構築すること。
- 3 奨学金制度の拡充、幼児教育の無償化等子育てのための経済的負担を軽減すること。
- 4 児童虐待防止対策及び児童相談所等の相談体制の充実等に対する財政措置を拡充すること。
- 5 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、支援策を充実すること。
- 6 妊産婦の経済的負担を軽減するための支援策を創設するとともに、妊産婦健康診査の公費負担の拡充に伴う地方負担分の増加に対する支援措置が終了する平成24年度以降の財源措置を講じること。
- 7 少子化対策の観点から喫緊の課題となっている仕事と生活の調和に配慮した労働時間の実現に資する施策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第3号

気象事業の整備拡充を求める意見書

気象庁の事業目的は、気象や地震などを観測・監視し、観測の成果や現象推移の予測を適時・的確に広く周知することによって災害を未然に防ぎ、軽減させることにある。2005年に神戸で開かれた「国連防災世界会議」では、2004年にスマトラ沖で発生した大地震を教訓に「すべての国が領域内の国民と財産を災害から守る第一義的な責任を持っている」との「兵庫宣言」が採択されている。

しかしながら、気象庁の職員数や事業予算は年々減らされ、観測施設の維持管理や技術水準の確保にも苦慮する状況に陥っている。また、気象の観測・予測になくってはならない気象衛星の打ち上げにも巨額の費用がかかり、予算を圧迫している。

過去の自然災害の教訓から、注意報・警報などの防災情報を高度化し、活用していくためには、予報精度の向上にとどまらず、自然現象の確実な補足と防災関係機関への確実な情報の伝達、そして利用者に対して十分な支援・指導ができることが必要である。さらに地域の産業や日常生活に役立つ気象情報の提供も強化すべきである。近年、国際的な関心を集めている地球環境問題についても一層の体制強化を求められている。

よって、国におかれては、直接の責任で、より精度の高いきめ細かな防災情報、暮らしや産業に密接にかかわる気象情報が提供できるよう、気象事業全般の基盤強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第4号

原子力災害対策の推進を求める意見書

原子力災害対策の推進については、福島第一原子力発電所事故により被害を受けている国民が今なお多数いることを重く受け止め、一刻も早く事態の収束を図るとともに、原子力発電所の安全確保に万全を期さねばならない。

そのためにも、今後は従来想定されていた事象だけでなく、福島第一原子力発電所の事故の検証を踏まえ、新たな規制機関の下で、早期にシビアアクシデントが発生した場合の対策の強化及び原子力防災対策の整備推進は、我が国において喫緊の課題である。

原子力発電所の安全確保については、国が一元的に責任を有しているものであり、国におかれては、国民の安全・安心を確保するため、下記事項について早急に対応するよう強く要望する。

記

- 1 東日本大震災を契機に、原子力施設に対する防災対策の重点地域の圏域について、国が原発10キロ圏内から30キロ圏内に拡大する方針を示したことに伴う原発の安全・防災対策の安定財源を確保すること。
- 2 複合災害も考慮した事故想定や、それに伴う防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方を含めて、原子力災害対策指針の策定を速やかに行うこと。
- 3 モニタリングポスト、防護服、防護マスク、安定ヨウ素剤、キレート剤、食料・飲料水等の整備など、自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、防災対策を重点的に充実すべき地域外での対策に要する経費も含め、確実に財源措置を行うこと。
- 4 防災対策を重点的に充実すべき地域が複数県にまたがる場合の調整を行うこと。
- 5 県境を越える広域・長期的避難における避難手段等を確保する仕組みの構築、広域避難者や、受入自治体の支援、災害時要援護者の移送手段や避難施設の確保など、避難を支援する体制の整備などについて、財源措置を含め、確実に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
環境大臣		
内閣官房長官		

議会議案第5号

自治体における防災・減災のための事業に対する 国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展と共に、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後30～50年）を迎えている。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にある。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ6万の橋のうち89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告があった。

よって、国におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望する。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修並びに防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第6号

中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書

中小企業は、地域の“経済”や“雇用”の要として非常に大きな役割を果たしている。特に、東日本大震災や震災後の復旧・復興において、地域に根ざす中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識された。

しかしながら、我が国の経済環境は、長引くデフレ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等の優れた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長への途を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は、日本の景気回復の重要な鍵といえる。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、国におかれては、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、以下の点について、その実現を強く要望する。

記

- 1 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
- 2 地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。
- 3 中小企業の新たな投資を促進し、雇用の維持・創出に資する「国内立地推進事業費補助金」をさらに拡充すること。
- 4 電力の安定的な供給体制の構築をめざし、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買換え等を促進するための支援措置を拡充すること。
- 5 中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生・若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第7号

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書

全国の消費生活相談の件数は、2011年度で約88万件と依然として高い水準が続いている。一方、現在の訴訟制度の利用には相応の費用・労力を要することから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難である。また、これまでの消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体に損害金等の請求権を認めていないため、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題がある。

そこで、消費者のための新たな訴訟制度の案が、2011年8月に消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会において報告書に取りまとめられ、現在、その法案化が消費者庁において準備されている。

本制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、手続追行主体を内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体に限定している。また、訴訟手続を二段階に区分し、一段階目の訴訟で事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続で被害額を確定し被害回復を図るという仕組みとなっている。

本制度案は、消費者にとって費用・労力の面で現行制度より負担が軽減されるとともに、対象事案も事業者が紛争全体を見通すことのできる契約関係を中心に選定するなど、事業者にも配慮のあるものとなっている。

よって、国におかれては、消費者委員会の報告書の内容を踏まえ、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、2012年臨時国会に法案を提出し、早期にその創設を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣府特命担当大臣(消費者)	
内閣官房長官	

石川県議会

医療体制の整備等に関する意見書

日本の医療を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展、国民の医療に対するニーズの多様化など、著しく変化しており、これに対応した良質で国民が安心して暮らせる医療の確保や制度の構築が強く求められている。

また、医師の偏在による医師数の地域格差や特定診療科における医師不足を是正し、地域の医療体制を整備することは喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 医師の絶対数の不足を解消するため、大学医学部の定数増を図るとともに、医師不足問題の抜本的解消に向けた医師養成方針を早急に示すこと。
- 2 地域別、診療科別の医師の偏在を解消するため、医師が不足する地域や診療科での勤務を誘導する仕組みの創設、医師不足地域における医師の病院勤務の義務付け、専門医制度における誘導策の見直しを図るなど、全国的な医師配置に係る支援システムを構築すること。
- 3 総合的に患者を診ることのできる総合医の制度化、養成について必要な措置を講じること。
- 4 ドクターヘリの導入促進などの救急医療制度への国の支援制度や周産期医療提供体制の整備・維持のための支援策を拡充すること。
- 5 看護師や助産師の不足に対して計画的な養成を着実に推進するとともに、資質向上への支援拡充、未就業看護師の再就業促進及び労働環境の改善を図ること。
- 6 医療制度改革に伴う療養病床の再編に当たっては、医療機関から介護保険施設への転換が円滑に図られるよう、必要な財源の確保を図るとともに、今後の実施状況を把握した上での必要に応じた支援策を実施すること。
- 7 医療保険制度における子どもの医療費の自己負担の軽減策の拡充と現物給付など窓口無料化策の構築を行うこと。
- 8 予防接種法改正による新たなワクチンの定期接種化と必要な財源の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

議会議案第9号

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の
保険料負担軽減を求める意見書

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）は、主に中小企業等の従業員とその家族が加入する医療保険であり、石川県内では約1万8千の事業所において42万人が加入しており、全国の加入事業所数は約160万社、加入者数は約3,500万人と国民の3.6人に1人が加入している。

日本の経済・雇用を支える中小企業等は、長引く景気低迷の影響を受け、厳しい経営状況が続いている一方、企業業績にかかわらず納付が義務付けられる健康保険料負担は、全国平均で8.2%となっていた保険料率が3年連続で引き上げられ、平成24年度は10%に達する状況となり、今後も高齢者医療への拠出金の増加などから保険料率の上昇が危惧される場所である。

よって、国におかれては、現在16.4%の協会けんぽに対する国庫補助金の補助率を健康保険法本則上限の20%に引き上げるなど、保険料負担の軽減を図るための適切な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第10号

脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する
早急な規制強化等を求める意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから、2007年4月1日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売等が禁止となる。本年6月1日に9物質が追加指定され、現在、73物質が「指定薬物」に指定されている。

しかしながら、近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきた。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

脱法ハーブをめぐっては、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になれば、また化学構造を少し変化させるという“いたちごっこ”を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚労省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなった。

脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって、国におかれては、下記事項について早急に対応するよう、強く要望する。

記

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取り締りの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること。
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第11号

台湾出身者の戸籍における国籍欄を「国籍・地域」とし、
その表記を「中国」から「台湾」に是正する民事局長通達
の出し直しを求める意見書

法務省はこれまで、台湾出身者が日本人と結婚したり帰化した場合、戸籍における国籍や出生地を「中国」や「中国台湾省」と表記してきた。中国とは中華人民共和国のことであり、中国台湾省とは中華人民共和国の行政区を指す。

しかしながら、台湾はこれまで一度たりとも中華人民共和国の統治を受けたことはなく、台湾を中国領土とするのは、台湾侵略を正当化するための中国の政治宣伝以外の何物でもない。事実、この戸籍表記は日本政府の見解にも合致していない。

そもそも戸籍において、台湾出身者の国籍を「中国」としたのは、東京オリンピックが開催された昭和39年6月19日付で出された「中華民国の国籍の表示を『中国』と記載することについて」という法務省民事局長通達を根拠としている。

このとき日本は中華民国と国交を結んでいたが、その後、日本は中華民国と断交して中国と国交を結ぶなど、日本と台湾・中国の関係は大きく変わっている。

そこで、日本政府は台湾との間で、平成17年9月から観光客に対するビザ免許を恒久化し、また、平成19年9月からは運転免許証の相互承認を行っているが、中国とは未だに行っていない。東京都も平成20年5月、台湾からの転入・台湾への転出の際の住民基本台帳の表記について、現状に即さず、正確ではないとの判断から「台湾」の表記を認めるという通知を出している。

また、平成21年7月の「出入国管理及び難民認定法」の改正に基づき、本年7月9日、これまでの外国人登録証明書を廃止し在留カードを交付するに際しては「国籍・地域」欄を設け、台湾出身者は「中国」ではなく、「台湾」と表記し、同時に実施された外国人住民基本台帳でも、台湾出身者の「国籍・地域」は「台湾」と表記するようになった。

このように、台湾出身者の戸籍表記を早急に改めるべき状況にもかかわらず、これを放置しておくことは、中国の覇権主義的主張を受け入れているとみなされかねない。

よって、国におかれては、法務大臣及び法務省民事局長に対し、戸籍の国籍欄及び出生地欄を在留カードや外国人住民基本台帳との整合性を図って「国籍・地域」と改め、台湾出身者は「中国」ではなく「台湾」と表記すべく、早急に民事局長通達の出し直し措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第12号

国家秘密法（スパイ防止法）の一日も早い制定を求める意見書

我が国におけるスパイ事件は、ゾルゲ事件を筆頭にラストボロフ事件、外務省スパイ事件、防衛庁秘密漏えい事件、レフチェンコ事件など枚挙にいとまがなく、ここ数年でも研究者がロシアに軍事転用可能な機密部品を渡したニコン事件や、デンソーの中国人従業員による図面データの大量不正持ち出し事件などが発生している。

また、最近でも、在日中国大使館一等書記官によるスパイ疑惑事件や、神奈川県で発生した産業スパイ事件など、外国人によるスパイ活動が活発化し、機密情報の漏えいにあまりにも無防備な国として国際的には「スパイ天国」とさえ言われてきた。

国の法整備としては、平成21年に軍事転用可能な技術や機密情報の海外流出防止と産業スパイの取り締まり強化を目的にした改正外為法と改正不正競争防止法が成立したほか、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法や自衛隊法、原子炉等規正法などに部分的な取り締まり規定はあるものの、スパイ行為を包括的に取り締まる法律はない。このため、例えば、日本で情報の不正持ち出しが行われたとしても、スパイ行為はおろか、窃盗罪に問うことさえできず、出入国管理法違反などの軽い処罰しかできないのが現状である。

このように、個別法による対応はすでに限界に来ており、今こそスパイ行為を総合的かつ包括的に取り締まるための法整備が求められている。世界的にはほとんどの国がスパイ防止法を制定し、国家機密の保護を当然の責務としているにもかかわらず、日本だけが情報漏えいにより国益を損なう事態となることをいたずらに見過ごすことは許されない。

よって、国におかれては、国家の安全保障と国民生活の安心安全のため、実効性ある国家秘密法（スパイ防止法）を一日も早く制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
外務大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

「歩育基本法」の制定を求める意見書

車社会や電子社会の進展など社会環境や生活様式の変化により、「歩かなくてもいい」生活、「一人で室内で遊ぶ」生活が子どもたちに浸透し、すぐ躓いて顔から転ぶ、体格の成長に比較しての運動能力の低下、すぐにキレルなど、子どもたちの心身の異変が指摘されている。

直立二足歩行は数百万年前からの人間活動の基本であり、また足は「第二の心臓」とも言われ、歩行は身体機能を育て、正常に保つ不可欠の手段といえ、心身の健康に資する運動として、歩行運動の有効性は数々の調査により示されているとおりである。

「歩育」とはそうした歩行運動の有効性を活用し「子どもの心身の健全な育成に資することを目的とした教育活動、保健活動および啓発活動」を含めた総合運動活動として定義されており、石川県における子ども施策の推進に関する行動計画であるエンゼルプランに「スポーツや外遊び」の必要性が指摘され、また官学民参画による組織により親子を対象とした「歩育運動」が推進されている。

さらに全国的には、東松山市では小学校の行事としてウォーキング大会で子どもたちが10キロ、20キロを歩き、東京都教育委員会では日常生活における子どもの身体活動量の向上を目指して、1日15,000歩の歩行及び1日60分の運動、スポーツを奨励しており、大阪府レクリエーション協会では「歩育」を活動の中心に据え、歩行運動を展開するなど、「歩育」の趣旨を広める社会運動が拡大しているところである。

運動とともに子どもたちの成長に欠かせない「食」への取組は平成17年に「食育基本法」が制定され、教育現場はもとより社会教育活動としても幅広く取り組まれている。

よって、国におかれては、本年3月には文部科学省より幼児期の運動指針が通知され、子どもたちの身体活動促進への取組が始まるこの機会に、身体運動の基礎となり、屋外での直接体験学習による五感力の育成、親子・仲間との交流による絆の形成など、子どもたちの心身の健全育成に資する「歩育」の推進を支える「歩育基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

議会議案第14号

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に
対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県・竹島に不法上陸した。このような行為は、これまで連綿と築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある。」と述べた。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにも関わらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない。」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得ない。石川県議会は大統領としての資質が疑われるような、李大統領の一連の言動を看過することはできない。政府は韓国政府に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は15日の「光復節」での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める。」などと述べているが、そもそも昭和40年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は「完全かつ最終的に解決」されており、かつ人道上の措置も講じている。そうであるにも関わらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際に、いわゆる従軍慰安婦問題について、野田首相が「知恵を絞っていきたい。」と不用意な発言をしたことが、今回の大統領の発言の一因とも言える。

民主党政権は政権交代後、対韓融和路線をとり続けている。竹島を韓国による不法占拠と言わず、韓国に対し不必要な謝罪談話を行い、朝鮮王室儀軌の返還では韓国に対して過剰に配慮し、韓国側の要求以上の返還に応じた。また、韓国が竹島への定期航路を就航させたことに対しても事前に抗議しないなど、しばしば国益を損なう対応を続けた結果、韓国の行動は歯止めが効かなくなっている。

よって、国におかれては、竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通貨交換協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	
財務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が我が国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなった。これらに対する一連の政府の対応は、我が国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。また、海上保安庁艦船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾である。

民主党政権となって以降、メドヴェージェフ大統領の北方領土不法上陸、李明博大統領の竹島不法上陸が相次いで行われ、一昨年の中韓漁船衝突事案では、「那覇地検の判断」との名目で船長を釈放してしまい、我が国の外交及び危機管理において歴史上の汚点を残してしまった。現政権の外交施策は国益を損ない続けている。今回の事案も、民主党政権の国家観の欠如、外交の基本姿勢の欠如が招いたものであると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、日本の国家主権を断固として守るために、下記事項を実行するよう強く要望する。

記

- 1 政府は事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を全面的に公開すること。
 - 2 今後、同様の事案があった場合、出入国管理及び難民認定法第65条を適用することなく厳正な手続を進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
 - 3 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るため、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと。
 - 4 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。
 - 5 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
外務大臣	
財務大臣	
国土交通大臣	
防衛大臣	
内閣官房長官	